

(別紙)

保育所等へのタクシー送迎支援事業業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価項目ごとに算出された評価点を合計して、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は215点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて協議を行い、最上位者を決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着眼点及び配点の詳細については【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、評価の着眼点を参照し、次のように評価を行います。

ア 「業務実施方針」、「業務の実施手法」及び「実施体制」の各評価項目については、A・B・C・D・Eの5段階評価を行います。

ただし、「支援対象者が電子チケットを使用した日時、乗車地、降車地（GPSの位置情報等）の情報蓄積の可否」、「電子チケット利用額が上限金額に満たなかった場合の差額が支援対象者及び受託者の利益とならない仕組みの有無」、「配車可能エリアの広さ」の評価項目については、AまたはEの2段階評価を行います。

ウ 加算項目となる「ワークライフバランスに関する取組」「障害者雇用に関する取組」「健康経営に関する取組」の各評価項目については、AまたはE（該当なし）の2段階評価を行います。

エ 評価点は、それぞれの配点に、換算した評価（A=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=0/5）を乗じて算出します。

(3) 失格事項

評価項目（「法人の業務実績」及び加算項目は除く）のいずれかについて、評価点が0点となった者は失格とします。

(4) 評価委員会は非公開とします。